名護市給付型奨学金奨学生の推薦について
（ガイドライン）

令和５年６月１日

名護市教育委員会

ガイドラインの趣旨

○　名護市給付型奨学金制度は、意欲と能力がある若者が経済的理由により、高等教育機関への進学を断念することなく、平等に教育を受ける機会を支援し、名護市への郷土愛と生まれ育った地域へ貢献する心を醸成することを目的とするものです。また、成績が優秀であり高等教育機関へ進学後、更に勉学に専念できる環境を整え、優秀な人材を育成する事を目的として「修学・学生生活支援」として給付を行うものです。この給付型奨学金の原資は市費及び寄付によって賄われ、渡し切りの支給となることから、貸与型の奨学金以上に説明責任が問われることとなります。したがって、給付型奨学金制度の理念を十分に踏まえ、奨学生としてふさわしい者に学資を支給する事が重要です。

○　給付型奨学金制度においては、特に「修学・学生生活支援」という観点を踏まえ、進学する前の段階で奨学生としての採否が決定されていることが重要であることから、進学前に申し込み及び推薦を行う予約採用制度を採ることとしています。

○　名護市が奨学生を採用するに当たっては、奨学生となる生徒の状況を十分に把握している学校から推薦をいただく方法により行うこととしています。この推薦基準については、各高等学校等において、その教育目標を踏まえた推薦基準を定めていただくこととしています。

○　本ガイドラインは、奨学生としてふさわしい者の選考・推薦業務の円滑な遂行に資するため、各高等学校等における推薦基準の策定及びそれに基づく選考を行っていただく際の基本的な考え方を示すものです。各高等学校等においては、本ガイドラインを十分に踏まえたうえで奨学生の推薦を行っていただくようお願いします。

○　なお、本ガイドラインは、運用状況を踏まえ、適時適切に見直しを図っていくものとします。

１　推薦者の選考対象

○　名護市給付型奨学金奨学生の選考は、申請基準日時点で次の全ての条件に当てはまる者の中から行うこととする。

(1)　家計支持者が名護市に１年以上住所を有していること。

(2)　申請基準日時点で高等学校又は、高等専門学校に在学し、次年度、学校教育法に規定する大学（６年制を含む)、短期大学、高等専門学校の第４学年又は専修学校の専門課程（専門学校）に進学予定であること。

※　専門学校の一般課程に進学、在学の者は該当しません

(3)　①から④のいずれかに該当していること。

①　住民税非課税世帯の子ども（申込年度の所得・課税証明書をもって確認）

②　生活保護受給世帯の子ども（生活保護受給証明書をもって確認）

③　児童養護施設入所又は退所者（児童養護施設在籍証明書をもって確認）

④　名護市の定める所得基準額以下の世帯の子ども

※　④の事由により推薦を希望する者は、事前に名護市教育委員会に申請書及び所得・課税証明書（同一世帯の所得のある者全員分）を提出し、該当の可否を確認したうえで学校長より推薦を受けるものとします

(4)　学力・資質要件として平均評定が４．０以上で進学目的が明確であり学習意欲が高いこと。

(5)　在学する高等学校又は高等専門学校の長の推薦を受けていること。

(6)　郷土愛と生まれ育った地域へ貢献する意気込みを有していること。

※　給付型奨学金を希望する理由、進学後に取り組みたいこと（学業やサークル、ゼミ、地域活動など)、卒業後に名護市に対して貢献したいことやどう関わっていきたいかなどを自由に記載した小論文（800～1200 字程度）を提出していただきます

２　選考・推薦業務の留意点

(1)　各高等学校等からの推薦は１名とし、奨学生の選考に当たっては、各高等学校等が設定した教育目標に照らして実施する学習状況の評価に加えて、以下の各観点について総合的に判断することが重要である。

・学生生活におけるこれまでの取組・成果

・進学の意欲や目的が明確であるか。

・進学後の人生設計がしっかりしているか。

・社会で自立し、活躍できるようになることが期待できるか。

・郷土に対する思い、地域に貢献していく意気込みはあるか。

・考えを自身の言葉できちんと表現できるか。

(2)　選考の際に考慮する就学の期間は、１年生から２年生までを基本とする。

(3)　選考が特定の担当者の判断のみにより行われ、選考結果の妥当性や信頼性に疑義が生じることのないよう、管理職及び担任以外の教員等も含めた複数名により選考するなど、十分に客観性を確保できる選考体制の構築に努めること。